

港区内で工事をする事業者の皆さんへ

「みなとタバコルール」を守っていますか？

港区では「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で「みなとタバコルール」を定めています。

しかしながら、区には工事現場で働く方の路上喫煙等についての苦情が多数寄せられています。誰もが快適に過ごせるまちを実現するため、「みなとタバコルール」を守っていただくようお願いします。

＜こんな苦情が寄せられています・・・＞

近所の工事現場で作業員の方が喫煙しており、
道路に煙が流れてきて非常に迷惑しています。

児童遊園で子どもが遊んでいるすぐそばで、
工事の作業員の方が喫煙していました。

港区全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など

屋外の公共の場所は **禁煙** です

※歩きたばこだけでなく、

立ち止まったの喫煙、携帯灰皿を持つての喫煙もできません

(※指定喫煙場所を除く。ルールの詳細は裏面をご覧ください。)



このマークのあるところで

吸ってください

＜港区喫煙場所マーク＞

